

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 人事委員会事務局

法令名	地方公務員法	法令番号	昭和25年法律第261号
手続名	職員団体の登録の取消、効力停止	根拠条項	第53条第6項
処分基準	<p>（職員団体の登録）</p> <p>第53条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。</p> <p>2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 名称</p> <p>二 目的及び業務</p> <p>三 主たる事務所の所在地</p> <p>四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定</p> <p>五 理事その他の役員に関する規定</p> <p>六 第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定</p> <p>七 経費及び会計に関する規定</p> <p>八 他の職員団体との連合に関する規定</p> <p>九 規約の変更に関する規定</p> <p>十 解散に関する規定</p> <p>3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。</p>		
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 人事委員会
			目次 No. 1 - 1

法令名	地方公務員法	法令番号	昭和25年法律第261号
手続名	職員団体の登録の取消、効力停止	根拠条項	第53条第6項
処分基準	<p>4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 登録を受けた職員団体は、その規約又は第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第5項の規定を準用する。</p> <p>(以下 略)</p>		
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 人事委員会
			目次 No. 1-2